

大田区地域防災計画（令和8年度修正）について

資料番号 3

1 修正の目的

区は、都心南部直下地震発生時に想定される被害に対応できる「新たな危機管理体制の構築」に取り組んでいるところ、これまでの各種検討及び災害対策本部運営訓練での検証成果を反映するとともに、スフィア基準を踏まえた避難所環境の改善及び在宅避難支援体制の構築や富士山大規模噴火時の降灰対策等環境の変化を踏まえた検討成果を反映することを目的として、大田区地域防災計画を修正する。

2 修正の経緯

- 令和5年4月 「新たな危機管理体制の構築」検討開始
- 令和6年1月 R 5年度災害対策本部運営訓練「災害時物流」検証
- 令和6年12月 「大田区地域防災計画（令和6年修正）」公表
【「首都直下地震等による東京の被害想定」反映】
- 令和7年1月 R 6年度災害対策本部運営訓練「各応急対策」検証
- 令和7年4月 「避難所環境の改善」・「富士山大規模噴火時の降灰対策」検討開始
- 令和7年7月 鹿児島市・霧島市行政視察（降灰対策）により、「富士山噴火時の降灰対策」概案を作成

3 「新たな危機管理体制の構築」検討成果に基づく修正の概要

応急対策	修正の概要
災対本部 事務局体制	事務局をスリム化し、災対各部担当者を庁議室に常駐させることにより、迅速な対応策立案・指示機能を備えたオペレーションルームへ変革する。
帰宅困難者 対策	区内35駅に想定される（行き場のない）帰宅困難者約1.7万人を受け入れ、一時滞在施設に加え、区管理施設を臨時に開設し、初動対応要員を配置する。
遺体の取扱い	726のご遺体を尊厳をもって見送るため、区内警察署管轄区域内ごとに必要な遺体収容所を開設し、職員を配置する。
災害時物流	区内222箇所の避難所・最大約21万人の避難者に救援物資及び備蓄物資を滞りなく輸送できる物流体制を構築する（災害時物流最適化計画）。
補完避難所 運営体制	41箇所の補完避難所について、施設規模に応じて従事員を配置し、物品・救援物資を輸送する。

4 「環境の変化」に基づく修正の概要

応急対策	修正の概要
避難所環境整備 在宅避難支援体制	発災1W後から、徐々に自宅等への帰宅を促し、建物全壊被災者等に限定して、スフィア基準を踏まえた避難所環境を提供するとともに、安心して帰宅し生活していただきための在宅避難者支援体制を強化する。
火山対策計画	降灰対策を「収集」「仮置場」「処分」に区分し、それぞれの具体的要領を明確化するとともに、応急対策全般をコントロールできる人材を確保する（退職自衛官）。 それぞれの項目につき、数百年に一度の事態で、基礎自治体ごとに平素から備蓄し、災害時に著しく競合する作業車・物品等を調達することは非効率的なため、都の統制について継続的に提言する。
石油コンビナート 等災害対応計画	「東京都石油コンビナート等防災アセスメント」の結果を受け、必要に応じ、区内の避難対策等を修正する。

5 修正業務のスケジュール

